

○第187回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成27年12月4日（金） 13：30～16：25

議事概要

（1）動物用医薬品（ワクチン添加剤、プレドニゾン、メチルプレドニゾン）の食品健康影響評価について

・ワクチン添加剤

審議の結果、評価要請され審議が終了していない添加剤4成分のうち、

① クロロホルムについて、哺乳類動物を対象とするワクチンの添加剤としての使用に限定し、1用量当たりのクロロホルムの量を1%w/vを超えない濃度とする、かつ動物1頭当たり20mgを超えない量とする場合であって、投与された動物が投与12時間以内に食用に供されることのない場合の限りにおいて、ヒトへの健康影響は無視できるものであること、

② ①以外の3成分について、動物用ワクチンの添加剤として使用される限り、ヒトへの健康影響は無視できるものであること

が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

・プレドニゾン

審議の結果、プレドニゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.00025mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

・メチルプレドニゾン

審議の結果、メチルプレドニゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0003mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 1 プレドニゾン：ステロイド系消炎剤で、海外及び日本において動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

\* 2 メチルプレドニゾン：ステロイド系消炎剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。